

第4部 学校教育

第1章 教育指導

1 教育課程の概況

学習指導要領を基準とし、本市教育課程を参考として、各学校で教育課程を編成し、年間35週の授業時間を確保するよう努めた。

令和6年度の名古屋市立小中学校における各教科の授業時間数の設定は、次のとおりである。
小学校標準授業時数（令和6年度）

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会	—	—	70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科	—	—	90	105	105	105
	生活	102	105	—	—	—	—
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭	—	—	—	—	60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語	—	—	—	—	70	70
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数		—	—	35	35	—	—
総合的な学習の時間の授業時数		—	—	70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	980	1,015	1,015	1,015

中学校標準授業時数（令和6年度）

区分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140

道徳の授業時数	35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数	50	70	70
特別活動の授業時数	35	35	35
総授業時数	1,015	1,015	1,015

2 指導方針

各学校においては、ナゴヤ学びのコンパスに基づき、子どもは有能な学び手であると理解し、子どもの学びに伴走することによって、主体的・対話的で深い学びを目指して、一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。また、子どもが自他のよさに気づき、互いを尊重しながら自分らしく生きることができるようにするため、安心・安全で幸せな居場所となる学校づくりを推進する。そのために、次の事項について具体的に検討し、校内での共通理解を図り、創意と工夫のある指導を進める。

【教育課程編成】

教育課程の編成に当たっては、学習指導要領に基づくとともに、本市教育課程を参考にして、児童生徒一人一人の学習状況や興味・関心を的確に把握し、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、自ら課題を解決しようとする力の育成を図られるよう努める。その際、各教科等の関連、学びの連続性を重視するとともに、地域や学校の実態に応じ、創意工夫を生かした教育活動が展開できるように留意する。また、各教科等に示してある学習指導要領における教科等の目標、見方・考え方を踏まえて編成する。

【指導と評価】

1 各教科等の指導に当たっては、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりを進めるため、次の点に留意する。

- ・一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、一人一人の習熟の程度に応じた学習、補充的・発展的な学習、児童生徒の興味・関心等に応じた探究学習などの学習活動を取り入れた授業づくりに努める。教師は、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たす。
- ・児童生徒がICTを一つの文房具として日常的に自由な発想で活用できる授業づくりに努める。
- ・言語活動の充実を図り、体験的・問題解決的な学習に基づく主体的・対話的な学びを重視した指導に努める。
- ・学習を進める上での基盤づくりとして、子どもが互いにに関わり合い、支え合い、認め合う学級づくりを図る。また、学習習慣や運動習慣の確立などについては、家庭と連携して定着を図る。
- ・児童生徒が、情報モラルを身に付け、必要に応じて適切にタブレット端末等の情報手段を活用して、情報を整理・発信・共有する学習活動の充実に努める。
- ・デジタル教科書やAIドリル等のデジタル教材を積極的に活用する。

- ・学校図書館、特別教室等の学校施設の計画的な活用に努める。
- 2 児童生徒の個に応じた指導に配慮して、個性の伸長を図るとともに、豊かな心の育成に努め、相互理解に基づく温かい人間関係を育てる。また、より良い人格の形成や社会性の育成を図るために、全ての教育活動を通して、基本的な生活習慣及び集団や社会のルール・マナーを身に付けさせる指導に努める。
- 3 学校健康教育、人権教育、国際理解教育、環境教育、情報教育等については、他の各教科等との関連付けを図るなど、指導計画に適切に位置付けた指導に努める。
- 4 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的なニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、計画的・組織的に適切な指導及び必要な支援に努める。
- 5 学習の到達目標を明確にして、学習内容の指導の徹底を図るとともに、評価規準を設定して、指導の過程や成果を絶えず評価し、より効果的な指導が行えるよう指導の改善を図る。

3 個に応じた指導

(1) 小学校1・2年生の30人学級、小学校6年生・中学校1年生の35人学級の全校実施

学校生活の入門期の小学校1、2年生において30人以下の学級を基本として構成し、一人一人を大切にしたいきめ細かな指導を展開することにより、学校生活に早く慣れ親しむことを目的としている。また、小学校6年生及び中学校1年生での35人学級を実施している。

(2) 少人数指導の推進

基本教科を中心とした少人数による指導やチームティーチングを通して、児童生徒の基礎学力の定着を図ることを目的としている。

(3) 学習支援講師

基礎的な学習から発展的な学習まで、幅広く児童生徒に対する学習指導を支援したり、悩みを抱える児童生徒を支援したりして、教育活動の一層の充実を図るために子どもの未来応援講師を、また、不登校児童生徒や問題行動への対応に取り組む教員をサポートするために不登校対応支援講師を派遣している。さらに、日本語指導を必要とする児童生徒が多く在籍する学校には日本語指導講師を、通常の学級に在籍している発達障害の可能性のある児童生徒に対してきめ細かな指導が必要である学校には発達障害対応支援講師を派遣し、学習補充や適応指導の充実を図っている。

(4) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の推進

ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育てるため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進する「ナゴヤ・スクール・イノベーション」事業として、学校における授業改善の推進、学校間の連携推進、学校運営改善の推進、選抜した教員による実践研究及び学習会の開催などを通じた教員の意識改革の取組の5つのプロジェクトを進めた。

4 総合的な学習の時間

(1) 趣旨

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力を育成するために、児童生徒の興味・関心などに基づく課題や国際理解、情報、環境、福祉・健康などの課題、地域や学校の特色に応じた課題等に取り組む。小学校3年生から中学校3年生まで実施。

(2) 取り組み例

- ・ 自然や環境を守る取り組みや福祉についての調べ学習
- ・ 地域の人の協力を得た中学生の職場体験学習
- ・ 保護者や地域の方々を学習ボランティアとして招いている。
- ・ 「その道の達人派遣事業」で、その道の達人である大学教授・ものづくりの熟練職人・外国人ボランティア・博物館等の学芸員・図書館司書などが学校に出向き、自らの専門分野を児童生徒にわかりやすく教える授業を展開した。
- ・ 環境教育を推進する一つの方法として、「環境学習ウィーク・トライ&アクション」において、児童生徒の主体的な環境保全活動の取り組みをした。

5 生徒指導

(1) 学校教育全体を通して、共通理解に基づいた生徒指導体制の確立を目指し、望ましい人間関係の育成、一人一人を大切にする個別指導に努めた。

(2) 小学校低学年では、基本的生活習慣の育成に重点をおき、中学年以上では、生活場面での具体的指導に努めた。また、中学校では教師と生徒、生徒相互の人間的な心のふれあいを重視し、一人一人の生活実態に即した適切な指導と教育相談の充実に努めた。

(3) 家庭・地域・関係諸機関との連携を密にするとともに、「いじめ」を始めとする児童生徒の問題行動については早期発見・早期対応に努めた。

(4) 生徒指導対策として、次の事業を実施した。

- ・ 生徒指導担当教員の連絡会の開催…………… 中学校生徒指導主事連絡会（区）
- ・ 関係諸機関との連絡会の開催…………… 中学校生徒指導連絡協議会（市教委・学校・関係諸機関）
- ・ 児童・生徒指導活動推進…………… 進路指導、地域別懇談会、緊急家庭訪問、いじめ・問題行動等防止対策連絡会議（中学校ブロック）、学区巡視パトロール、児童・生徒指導校内研修会 等
- ・ スクールカウンセラーの配置…………… 小学校260校、中学校110校、高等学校14校、特別支援学校5校に配置

- ・ 特設講座(基礎・発展)の開設(小・中・特別支援学校)… 非常勤講師をのべ89校に配置
- ・ 高校生徒指導活動推進…………… 要指導生徒家庭訪問、緊急指導対策、生徒指導主事連絡協議会、校外補導等
- ・ いじめ対策…………… なごやI N G(いじめをしない、させない、許さない学校づくり)キャンペーン、ウェブ版学校生活アンケート、24時間S N S相談、ネットパトロール、夢と命の絆づくり推進事業の実施、自殺予防教育の推進、I N Gハンドブックの活用促進

6 不登校児童生徒支援

(1) 概要

- ア 「学校における不登校対応マニュアル」に基づき、不登校児童生徒への援助・指導や教育相談活動の充実に向けての取り組みを進めた。
- イ 子ども教育相談ハートフレンドなごやにおいて、引きこもり傾向にある不登校児童生徒(小中学生)に対して、生徒指導相談員が臨床心理士・社会福祉士の指導・助言を受け、学校と連携して家庭への訪問相談を行った。
- ウ 不登校児童生徒の減少を図るために、不登校対応支援講師を派遣し、児童生徒の実態に合った具体的な不登校対応を推進した。
- エ 教室に入れない生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを推進した。
- オ 不登校児童生徒がそれぞれの進度に合わせて自宅等での学習を進められるよう、民間事業者が提供するオンライン学習プログラムにより支援した。
- カ 不登校児童生徒の個々の実態に応じた支援の拡充を図るため、メタバースを活用したオンラインでの学習・相談等の支援に係る実証事業を実施した。
- キ 民間団体(施設)と教育委員会及び学校の連携強化を図るため、民間団体(施設)連絡会を開催した。
- ク 本市の「学びの多様化学校」のあり方について意見をいただくため、有識者・学校関係者・保護者代表等で構成する有識者等会議を開催した。

(2) 名古屋市教育支援センター(愛称: なごやフレンドリーナウ)

心理的な理由により登校していない児童生徒に対して、通所による教育相談や学習指導及び生活指導を行うため、昭和63年12月に開設した。平成3年9月には改築移転し、施設・事業の拡充を図った。

教育相談部と子ども支援部の二部門による教育支援を行う。

また、平成26年4月、南区に笠寺サテライトを、平成27年6月には中区に鶴舞サテライトを開設した。さらに、令和6年4月に北区に大曽根サテライトを開設した。

令和6年度の実績等は次表のとおりである。

施設名	教育支援センター	教育支援センター 笠寺サテライト	教育支援センター 鶴舞サテライト	教育支援センター 大曽根サテライト
所在地	名古屋市西区城西 三丁目20番30号	教育相談部 名古屋市南区東又 兵ヱ町5丁目1番 地の16 スポーツ振興会館 5階	名古屋市中区千代 田五丁目18番24号	名古屋市北区平安 二丁目21番61号
		子ども支援部 名古屋市南区東又 兵ヱ町5丁目1番地 の10 南生涯学習センタ ー1階		
通所申込者数	834人			
学校復帰者数	452人（小学生 230人・中学生 222人）			

7 進路指導

- （1）中学生に対する進路指導は、主として学級活動の時間に、高校生に対しては、主としてホームルームの時間に行った。
- （2）自己の個性の理解、進路への関心の高揚、進路の明確化とその吟味、進路情報の理解と活用、望ましい勤労観・職業観の形成、将来の生活設計、適切な進路選択などの指導に努めた。
- （3）中学校全校に校務支援システムを導入し、事務量の軽減を図るとともに、学校独自の指導資料の作成や、より適切な進路指導が行えるよう配慮した。
- （4）中学校全校に整備した進路指導室を活用し、生徒一人一人の実態に即した進路指導の一層の充実を図った。
- （5）個々の生徒に対する指導の徹底を図るために、生徒の家庭との連絡を密にし、保護者会、進路相談など計画的に実施した。
- （6）よりきめの細かい進路指導の体制を確立するため、非常勤講師あるいは本務教員を配置した。

8 特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組むことを通して、互いの違いを認め合い、他者と共によりよく生きていく力や、よりよい集団や社会を創ろうとする力、さらになりたい自分に向けて頑張る力を育てることができるよう支援した。

- (1) 特別活動を要として学級経営を充実させ、各教科等で「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善を行う上で不可欠な「深い学びに向かう集団づくり」の基礎が形成されるように努めた。
- (2) 異年齢の児童生徒が協力し、児童会・生徒会活動に、自発的・自治的に取り組むことができるよう支援した。
- (3) 小学校クラブ活動では、異年齢の児童による自発的・自治的な活動を通して、共通の興味・関心を追求し個性を伸長する活動となるよう支援した。
- (4) 日常の学習成果を生かし、児童生徒による自主的な活動を助長するような学校行事の実践に努めた。
- (5) 小中学校で体験活動や地域との交流活動などを実施した。

9 道徳教育

- (1) 学校の教育活動全体を通して行うことを基本とし、全教員の共通理解のもと、各学校の教育目標、地域や児童生徒の実態を踏まえた全体計画を作成し、効果的な指導に努めた。また、地域の人材や専門家との連携を図り、指導効果を一層高めるように努めた。
- (2) 道徳の時間の指導にあたっては、今日的な教育課題に対応した重点指導内容を明確にし、児童生徒の実態に即した年間計画を作成した。その指導実践において、教科書や地域教材などを活用し、よりよく生きるための道徳的実践力を培うように努めた。
- (3) 毎時間の指導においては、問題解決的な学習、道徳的な行為に関する体験的な学習を有効に活用するなどの指導方法の工夫に努めた。また、「考え、議論する道徳」への質的転換を図り、一人一人の児童生徒の道徳性の育成に努めた。

10 安全教育

- (1) 交通安全教育

交通安全指導の手引き、名古屋市教育課程（特別活動編）に基づき、地域や学校の実情に即した指導を行った。

交通訓練日の設定や、交通安全行事への積極的な参加により、交通安全の意識の高揚に努

めた。

各校の通学路を検討し、登下校の安全確保に努めた。

ア 新入学児童の交通安全対策

新入学児童全員に黄色い帽子を支給し、通学の安全を図った。

新入学児童保護者に対して、交通指導員から「交通安全のお願い」のリーフレットを渡すとともに交通安全講話を行い、交通安全の徹底を図った。

イ 交通安全指導用備品等の配置

小学校及び特別支援学校に自転車用ヘルメットなどの備品を配置し、「自転車安全教室受講証」を配布した。

ウ 通学路安全対策検討会の開催

通学路の交通安全施設に関する要望事項を、各関係機関と協議・判定し、その結果を各学校に説明した。

関係機関から児童・生徒の交通事故防止や区における安全対策について説明した。

エ 学童交通生活安全協力功労者及び団体への感謝状贈呈

各区に選考委員会を設け、区長の推薦により、教育委員会が対象者を決定し、個人16人、団体16団体に対し、感謝状と記念品を贈呈した。

オ 令和6年度における幼児・児童・生徒の交通事故（教育委員会への届出による）

事故程度別 (人)				学校種別 (人)				
軽 傷	重 傷	死 亡	計	幼	小	中	高	計
43	21	0	64	0	42	19	4	65

※ 負傷なし1人

(2) 防災教育

授業時、業間など様々な場面を想定した避難訓練を実施し、緊急時の避難方法の習得に努めた。また、「なごやっ子防災ノート」を小学校1年生・4年生及び中学校1年生に配付し、授業等で活用することで防災意識を高めるとともに、家庭とも連携して防災教育を進められるようにした。

11 学校図書館教育

(1) 自ら学ぶ学習態度の育成を目指し、教育活動全体を通して、学校図書館の計画的な利用を図った。

(2) 豊かな人間性の育成を目指し、図書館利用指導や読書指導を通して読書の習慣化に努めた。

(3) 利用しやすい図書館づくりを目指し、資料整理と施設・設備の改善に努めた。

(4) 読書活動の活性化及び学習支援を図ることを目指し、令和6年度は学校司書110人を小学校

260校、中学校110校に配置した。

- (5) 「学校図書館の指導の手引き」を活用し、子どもたちの健やかな成長を支える読書活動が推進されるよう努めた。

12 職業教育

- (1) 教育課程の運営に当たって、指導内容及び指導方法の工夫と改善を推進した。
- (2) 望ましい勤労観・職業観の育成を目指し、職業に関する専門学科を有する全日制の全ての高校で、インターンシップ（就業体験）を計画し、実施した。
- (3) 課題解決能力の育成を図るため、職業に関する全ての学科で「課題研究」の推進を図った。
- (4) ネットワークを活用した模擬取引等を授業に取り入れ、より実践的な学習を推進した。
- (5) 本市の職業教育の充実・振興を図ることを目的として、商業科・総合学科の高校を対象に、マレーシアの大学・高校との交流及び現地企業の視察を含む海外研修を実施した。また、工業科の高校生を対象に、ものづくりを主なテーマにした国内研修や、ドイツの企業視察及び工業高校との交流を含む海外研修を実施した。
- (6) 長期間にわたって、高校での授業と企業での実習を組み合わせたデュアルシステムコースを導入し、実践的な技術・技能の習得を図った。

13 野外教育

(1) 概要

名古屋の児童生徒に対して、自然に親しみ豊かな自然環境の中での学習や集団生活を体験させるため、稲武（昭和41年9月開設）及び中津川（昭和45年12月開設）の野外教育センターを利用し、小学校5年生、中学校2年生、特別支援学校の小学部5年生、中学部2年生及び高等部2年生を対象に2泊3日の野外教育を実施した。野外学習センター（平成2年5月開設）については、高校生のオリエンテーション・部活動合宿・その他の研修などの場として利用されている。

(2) 施設の概要

施設名	名古屋市稲武 野外教育センター	名古屋市中津川 野外教育センター	名古屋市 野外学習センター
所在地	愛知県豊田市稲武町 井山1番地の19	岐阜県中津川市 苗木4827番地	愛知県豊田市富永町 ヨシガタイラ15番地

施設	敷地総面積 約315万㎡ 建 物 (延面積)	敷地総面積 約12万㎡ 建 物 (延面積)	敷地総面積 約123万㎡ 建 物 (延面積)
	第一本館 2,950.70㎡	第一本館 4,093.30㎡	管理棟 951.29㎡
	第二本館 1,553.69㎡	第二本館 2,619.62㎡	食堂棟 1,455.76㎡
	第三本館 1,376.37㎡	多目的ホール 738.93㎡	宿泊棟 1,587.10㎡
	多目的ホール 1,722.77㎡	集会室 814.05㎡	体育館 1,332.00㎡
	収容人員 600人	収容人員 700人	収容人員 500人
	第一本館 200人	第一本館 400人	
	第二本館 200人	第二本館 300人	

(3) 令和6年度施設利用状況

施設名	校数	参加者合計 (含引率者)
	校	人
稲武野外教育センター	110	17,156
中津川野外教育センター	264	19,647
野 外 学 習 セ ン タ ー	14	4,809

(注) 野外学習センターについては、表中のほか、社会教育団体等 (56団体、2,748人) が利用した。

14 国際理解

(1) 市立高校生の国際交流

平成4年から市立商業科・工業科・総合学科に在籍する高校生を東南アジアに、平成7年から普通科を設置する市立高校生を姉妹都市であるシドニー市に派遣してきた。その後、ドイツ (ベルリン・ヴォルフスブルグ市他)、フランス (ランス市)、イタリア (トリノ市) への派遣に加え、令和2年度からは名古屋市の友好都市の南京市 (中国) とパートナー都市のタシケント市 (ウズベキスタン)、台湾、韓国への派遣が新たに加わった。令和6年度夏季派遣は、オーストラリア、マレーシア、ドイツ、ウズベキスタン、台湾、中国、韓国へ、春季派遣はフランス、イタリアへ総勢180名を派遣した。

(2) 姉妹友好都市児童生徒書画展

本市の姉妹友好都市へ小・中学生の作品を送るとともに、姉妹友好都市からも作品を送ってもらい、作品交換を通して国際親善に努めた。これらの作品については、名古屋市民ギャラリー矢田において、本市児童生徒の作品とともに11月下旬に展示され、小・中学生はもちろん、多数の市民の観覧を受け、国際親善に役立った。なお、「ふれあい協定」による中津川市・豊田市稲武地区の小・中学生の作品も展示した。

(3) 国際理解教育

本市では、昭和55年度より中高等学校の生徒に外国人英語指導助手の指導による学習を体験させ、英語学習に対する意欲を高めるとともに、生徒との直接的な交流による国際理解教

育の実践を図っている。令和6年度は、英語指導助手90人を小学校9校、中学校全校、高等学校9校へ派遣した。また、商業系・国際系の学科・コースを設置する高校5校および総合学科高校1校には高等学校非常勤外国人教諭等を11人配置し、コミュニケーション能力の伸長と国際理解教育の推進を図った。さらに、向陽高校には理数英語教諭2名、名東高校にはロサンゼルス市より推薦教員2人を配置するとともに、英語に慣れ親しむために小学校全校、特別支援学校小学部4校へ外国語指導アシスタントを派遣した。

(4) 日本語教育が必要な児童生徒の受け入れ

ア 趣旨

急増する外国人児童生徒の学校生活への円滑な適応を図るとともに、外国人児童生徒との直接的な交流体験を通して日本人児童生徒の国際理解を促進するために本市では以下のような取組を行っている。

イ 学校生活への適応指導

日本語教育相談センターに教育経験豊かな日本語学習支援コーディネーターと、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ハンガリー語、ネパール語及びベトナム語が理解できるコンサルタントを配置して、電話等による相談や翻訳・通訳派遣要請に応じた。

ウ 日本語指導講師の配置

日本語指導が必要な児童生徒が複数在籍する小中学校には、日本語教育適応学級担当教員を配置するとともに、日本語指導講師を派遣し、日本語習得のための個別指導等を行った。

エ 母語学習協力員の配置

東区、北区、中区、昭和区、中川区、港区、南区、守山区、緑区、名東区に、フィリピン語、ポルトガル語、中国語、ネパール語、ベトナム語が話せる母語学習協力員、母語学習協力員スーパーバイザーを配置し、配置校を中心に日本語指導や適応指導の補助を行った。

オ 令和7年度の主な事業予定

- (ア) 日本語教育相談センターにおける相談事業及び通訳・翻訳派遣を引き続き実施する。
- (イ) 初期日本語集中教室2教室を引き続き実施するとともに、宮前教室では保護者による送迎が困難な児童をはじめ、指導を希望する小・中学生を対象を拡大して遠隔指導を実施する。また、民間事業委託による御園教室で対面型グループ指導を実施する。
- (ウ) 日本語通級指導教室16教室を引き続き実施する。
- (エ) 母語学習協力員を54人程度学校に配置する。母語学習協力員スーパーバイザーを3人学校に配置する。
- (オ) 日本語指導が必要な児童生徒への支援に関するホームページを運営し、各施策の周知及び利用促進を図る

(5) 帰国児童生徒教育

ア 趣旨

近年、海外から帰国したり、海外へ出国したりする保護者の増加に伴い、同伴する児童生徒の就学・進路や学校への適応にかかわる教育相談が多くなった。そこで本市としては、教育相談機関と帰国児童生徒教育の研究校の充実を図るとともに、高等学校への帰国生徒の受け入れを実施している。また、中国などからの帰国者が増加し、それに伴う児童生徒の教育の重要性が問われるようになってきた。

イ 教育相談機関

名古屋市教育センターで、次のような事項について相談に応じた。

相談内容 出国・帰国に伴う保護者や児童生徒の教育上の問題

相談員 名古屋市教育センター指導主事等

ウ 帰国児童生徒教育研究協議会における研究

最近、海外勤務経験者児童生徒とあいまって中国などからの帰国児童生徒が増加しており、その教育上の問題も複雑化してきた。

(ア) 海外勤務経験者児童生徒数 田代小41人、東山小49人、城山中22人、笹島小22人、笹島中18人

(イ) 中国帰国児童生徒数 浦里小0人、千鳥丘中0人 (令和6年度調査実績)

そこで、これらの問題に対応するために海外日本人学校の教職経験者や、帰国児童生徒教育研究協力校(上記7校)の教員で組織する帰国児童生徒教育研究協議会において、学校生活への早期適応指導、国際理解教育等に関する研究を進めている。指導方法としては学齢相当学年に入級させ、一般児童生徒とともに学習させること、特別時間割を設けて特定時間に帰国児童生徒を個別指導することで対応した。

エ 帰国児童生徒教育推進校

帰国児童生徒教育研究協力校のうち、笹島小学校と笹島中学校では、特に日本語教育が必要な海外勤務経験者児童生徒への個別指導などを行い、学校生活への適応を図った。また、AETの協力を得て、児童生徒が海外で身に付けた言語や国際的な感覚の保持・伸長を図った。

オ 海外帰国生徒にかかる入学者選抜

海外帰国生徒の高等学校への受け入れ特別措置として、名東高校国際英語科において、所定の資格を有する者に特別選抜を実施している。

15 情報教育

(1) 情報教育の推進

「授業づくりを考える」などの教育用デジタルコンテンツ、学習リンク集などをネットワーク環境のもとで提供しており、指導者用タブレット端末等を使って、「分かる授業の実現」に取り組んでいる。

また、情報モラルに関して「情報モラルコンテンツ」を指導の流れ、資料などとともにパッケージ化して提供し、情報モラル教育を推進している。

(2) 視聴覚教材

名古屋市教育センター研究調査部視聴覚ライブラリーでは、16ミリ映画教材、ビデオ教材、

DVD教材などを、学校や社会教育関係団体等へ貸し出している。

16 定時制教育

(1) 定時制教育の概況

生涯学習社会の中で、定時制高校には、勤労青年だけでなく、さまざまな学習歴をもった生徒が学習の場を求めて入学を希望するようになった。近年においては、外国籍の生徒が占める割合も増加している。これに応じて各校では、多様な教育課程の編成や、個別指導、少人数指導、個人面談や家庭訪問等、指導内容・指導方法の工夫・改善に取り組んでいる。また、平成30年度に全定時制高校に多言語に対応した簡易的な自動翻訳機を導入するとともに、令和元年度からは、中央高校夜間定時制に母語指導補助員を配置している。

平成11年度には、中央高校に本市としては初めてとなる単位制による課程を設置し、生徒自身が立てた学習計画を基に、自分のペースで学習を進めて卒業するという選択肢を提供している。

定時制生徒のための教育条件の整備・充実は、関係方面の協力を得てその実績をあげている。条件に合致した生徒への教科書の無償給付、給食（割子弁当・牛乳）の補助などがその主なものである。

また、魅力ある定時制教育のあり方を求めて、指導内容・指導方法についての実践研究を重ね、修学の喜びを体験させるよう工夫をこらしている。

(2) 令和6年度定時制教育充実のための経費

設備費	教科書 無償給与費	給食費	教育指導費	計
円 352,000	円 687,229	円 403,005	円 754,000	円 2,196,234

(3) 主な定時制教育振興事業

ア 定時制教育に精励する生徒への激励及び表彰

イ 部活動等での活躍が顕著である生徒への激励及び表彰

ウ 「名古屋市立高等学校定時制入学案内」（令和7年度生徒募集用パンフレット）「単位制による定時制課程（昼間）普通科」（紹介リーフレット）の作成・配布及び「広報なごや」に生徒募集要項を掲載（1回）

エ 「定時制の生徒調査と研究紀要」（令和6年度版）の作成・発行

オ 定時制教育に関する各種調査・研究

17 特別支援教育

(1) 概況

障害のある児童生徒に対して、障害の種類及び程度に応じたきめ細かい教育を行うため、知的障害、弱視、難聴、自閉症・情緒障害、肢体不自由及び病弱・身体虚弱（病院内学級を含む）の特別支援学級と、弱視、難聴、言語障害、発達障害の通級指導教室を設けるとともに

に、知的障害の程度が比較的重い児童生徒のために特別支援学校を設置している。令和5年度にすべての市立養護学校の名称を特別支援学校に変更した。若宮商業高等学校と併設した、若宮高等特別支援学校を令和6年度に開校した。年間を通して介助・支援が必要な幼稚園・小・中学校、特別支援学校、高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒には、学校生活介助アシスタントを、医療的ケアの必要な幼児児童生徒には、看護介助員を配置するとともに、必要に応じて宿泊行事にも派遣している。また、緊急時の通学支援を実施している。発達障害の可能性のある幼児児童生徒に対して学校（園）生活への適応のため、学校（園）生活全般での支援を行う発達障害対応支援員や個別指導あるいは少人数での指導を行う発達障害対応支援講師を配置している。令和5年度より、名古屋市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施している。

（2）教育支援委員会

特別支援学級や通級指導教室、特別支援教育諸学校への入級・入室や入学については、適切な就学をすすめるため医師・学識経験者等の意見聴取者及び教育職員・関係行政職員等の委員からなる教育支援委員会を設けている。

ア 学校別教育支援委員会

市内の各小学校及び中学校に置かれる教育支援委員会において、当該学校への障害のある児童生徒の就学に関する調査及び障害のある児童生徒の保護者に対する就学上の相談・助言等を行う。

イ 区別教育支援委員会

行政区内等に居住する障害のある児童生徒の就学に関する調整並びに、学校別教育支援委員会に対する指導及び助言を行う。

ウ 障害別専門部会

視覚障害等の障害種別や、特別支援学校に関する専門部会を開催し、入級・入室及び入学対象者の適切な学びの場について意見聴取を行う。

エ 市教育支援委員会

障害のある児童生徒の障害の程度に応じた特別支援学校及び特別支援学級への就学について調査し審議するとともに、学校別教育支援委員会の依頼に応じて指導及び助言を行う。

（3）特別支援教育の現状

ア 特別支援学級

特別支援学級の種別と入級対象者

種別	入級対象者
知的障害	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
弱視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

種別	入級対象者
	の
自閉症・ 情緒障害	自閉症又はそれに類するもので他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難なもの 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱・身体虚弱 (病院内学級を含む)	慢性の呼吸疾患等その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

(4) 特別支援学級設置状況

(令和7年5月1日現在)

		知的障害	難聴	言語障害	弱視	自閉症・ 情緒障害	肢体不自由	病弱	計
小学校	学校数	256			1	257	33	22	261
	学級数	315			1	291	34	22	663
	児童数	1,428			1	1,257	59	25	2,770
中学校	学校数	106	1		1	105	9	3	108
	学級数	129	1		1	114	9	3	257
	生徒数	589	4		2	424	12	3	1,034
計	学校数	362	1		2	362	42	25	369
	学級数	444	1		2	405	43	25	920
	児童生徒数	2,017	4		3	1,681	71	28	3,804

(注) 学校数の合計欄については、異なる学級を同一校に設置している場合、1校として計上

(注) 小学校・中学校ともに分校・校舎を1校として計上(小：川原小学校分校 中：川名中学校分校 日比野中学校南校舎)

イ 通級指導教室

・通級指導教室の種別と入室対象者

弱視教室	視覚障害がある者で、通常の学級での学習におおむね参加できる者
言語障害教室	言語障害がある者で、通常の学級での学習におおむね参加できる者
難聴教室	聴覚障害がある者で、通常の学級での学習におおむね参加できる者
発達障害教室	発達障害がある者で、通常の学級での学習におおむね参加できる者

・通級指導教室設置状況一覧表

難聴教室			発達障害教室			(令和7年5月1日現在)		
校名	教室数	児童数	校名	教室数	児童生徒数	校名	教室数	児童生徒数
東桜小	1	6	田代小	1	18	豊田小	1	16
牧野小	1	3	自由ヶ丘小	1	14	明治小	1	22
井戸田小	1	11	富士見台小	1	29	道德小	1	16
高蔵小	1	9	星ヶ丘小	1	23	大磯小	1	16
計	4教室	29人	旭丘小	1	18	千鳥小	1	20
弱視教室			矢田小	1	13	宝南小	1	17
校名	教室数	生徒数	山吹小	1	19	甘軒家小	1	20
川名中	1	6	名北小	1	15	鳥羽見小	1	22
計	1教室	6人	東志賀小	1	23	苗代小	1	29
言語障害教室			城北小	1	22	森孝西小	1	14
校名	教室数	児童数	楠小	1	20	小幡北小	1	22
東桜小	1	11	味鋤小	1	30	下志段味小	1	31
牧野小	1	11	如意小	1	25	有松小	1	14
井戸田小	1	9	児玉小	1	18	緑小	1	22
高蔵小	1	7	稲生小	1	20	旭出小	1	18
成章小	1	9	山田小	1	20	黒石小	1	24
小幡小	1	7	中小田井	1	20	南陵小	1	24
鳴海小	1	14	中村小	1	15	桶狭間小	1	24
表山小	1	15	ほのか小	1	26	大高南小	1	20
計	8教室	83人	日比津小	1	16	大清水小	1	34
県立聾学校による通級指導			柳小	1	17	熊の前小	1	20
高見小	東星中		稲葉地小	1	17	猪子石小	1	24
上野小	萩山中		八社小	1	22	蓬来小	1	14
松原小	津賀田中		大須小	1	13	前山小	1	24
滝川小	沢上中		正木小	1	15	植田小	1	20
弥富小	大森中		吹上小	1	18	たかしま	1	15
春田小	神沢中		川原小	1	18	原小	1	26
熊の前小			弥富小	1	14	平針北小	1	17
名東小			豊岡小	1	17	植田東小	1	17
植田小			船方小	1	13	矢田中	1	13
計	15校	19人	白鳥小	1	21	楠中	1	17
県立盲学校による通級指導			大宝小	1	19	山田中	1	17
自由ヶ丘小	下志段味小		常磐小	1	22	日比津中	1	14
稲生小	北陵中		荒子小	1	16	桜山中	1	13
森孝西小	豊正中		篠原小	1	24	日比野中	1	14
神の倉小	川名中		豊治小	1	14	当知中	1	15
名東小			万場小	1	15	明豊中	1	17
			五反田小	1	19	守山東中	1	13
			高木小	1	15	千鳥丘中	1	13
			明德小	1	15	高針台中	1	19
			稲永小	1	21	原中	1	13
			正保小	1	23			
			福春小	1	14	計	84教室	1,586人

ウ 名古屋市立特別支援学校（知的障害）

特別支援学校設置状況一覧表

（令和7年5月1日現在）

校名	開設年度	区分		小学部 1～6年	中学部 1～3年	高等部 1～3年	計
西特別支援学校	S48	普通科	通 常	67人	52人	145人	264人
		計		67	52	145	264
南特別支援学校	S51	普通科	通 常	77	60	256	393
			訪問教育	1	—	—	1
		計		78	60	256	394
天白特別支援学校	S55	普通科	通 常	65	62	98	225
			施設内教育	—	—	—	—
		計		65	62	98	225
守山特別支援学校	S60	普通科	通 常	92	50	172	314
		産業科 (H23～)	通 常	—	—	70	70
		計		92	50	242	384
若宮高等特別支援学校	R6	産業科	通 常	—	—	80	80
		計		—	—	80	80

（４）その他

ア 特別支援教育展（きらめき展）

期 日 令和7年2月4日～2月9日

場 所 名古屋市民ギャラリー栄

出品者 市立小・中学校の特別支援学級・通級指導教室・特別支援学校の児童生徒

イ 「名古屋の特別支援教育」の刊行

目 的 一般の学校職員・保護者等に対して、本市の特別支援教育の概要についての理解を図ること。

内 容 特別支援学校及び特別支援学級・通級指導教室の教育、就学に関する相談、その他本市の特別支援教育の現状等についての概要

18 幼児教育

（１）市立幼稚園教育の概況

幼児期は、さまざまな体験を通して生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期である。

幼稚園教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、一人一人の個性を大切にしながら、家庭と力を合わせ、幼児の健やかな成長や発達を促すことを目的としている。

そして、友達や先生と一緒に生活しながら、自分で行動する意欲や態度、友達を思いやる

心などが育つような環境を整えて教育している。

(2) 市立幼稚園における幼児教育の質向上

ア 体験学習の充実

市立幼稚園において、人形劇や音楽等の鑑賞による芸術体験や、自然体験、社会体験という、幼児の心に響く豊かな体験をさせることで、幼児期の健やかな成長を促した。

イ 子育て支援事業

地域の親子に市立幼稚園の施設や機能を開放する「園庭開放」や「未就園児親子登園日」を実施し、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、保護者同士の交流の機会を提供したりした。また、保護者の希望や事情に応じて利用できる「預かり保育事業」を実施し、子育て中の保護者を支援した。

(3) 幼児期の子と親の育ち支援

本市の幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児教育支援室において、下記の事業を実施した。

ア 子育ての支援

(ア) 幼児の育ち応援ルーム

言葉の発達に課題が見られる幼児とその保護者を対象に、指導・助言を行い、言葉の発達を促すとともに、保護者の不安を和らげることを目的とした事業を実施した。

(イ) 子育てラウンドテーブル

幼児期の子をもつ保護者が、専門家を囲んで子育ての悩みを語り合い、助言を受けることで、子育ての不安を解消することを目的とした事業を実施した。

イ 教職員の研修

市内の幼児教育に携わる施設（市立幼稚園・私立幼稚園・公立保育所・民間保育所等）の教職員を対象とした研修を実施した。

ウ 調査研究

幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続に向け、市内の小学校及び幼児教育施設（市立幼稚園・私立幼稚園・公立保育所・民間保育所等）の教職員を対象とした幼保小接続に関する研修会及びセミナーを開催した。

(4) その他

「名古屋市立幼稚園の子どもたち」リーフレットの刊行

目的 名古屋市立幼稚園の教育の概要について市民への理解を図る。

内容 名古屋市立幼稚園の教育内容、幼稚園の一日の流れ、名古屋市立幼稚園配置図等

19 学校諸行事

(1) 教育文化祭

ア 主催団体

名古屋市教育文化祭実施委員会（名古屋市教育委員会、名古屋市立高等学校長会、名古

屋市立幼稚園長会、名古屋市立高等学校教員組合、名古屋市立幼稚園教職員組合)

イ 協賛団体

名古屋市教育会、名古屋市立高等学校PTA協議会、名古屋市立幼稚園PTA協議会

ウ 行事内容

- (ア) 展覧会 幼稚園は市民ギャラリー栄において12月3日から6日間、作品を展示した。高等学校は、9月17日から9月22日の間、名古屋市民ギャラリー栄で開催した。
- (イ) 発表会 小中学校は、令和2年度をもって連合音楽会を終了した。高等学校は、アートピアホールにおいて、11月2日に11校23グループによる音楽会を、開催した。

(2) 修学旅行

ア 目的地

小学校 (260校)

京都・奈良	255校	京都・大阪	3校	京都	1校	京都・大阪・兵庫	1校
-------	------	-------	----	----	----	----------	----

中学校 (110校)

東京・千葉・山梨	48校	東京・神奈川・千葉	13校	東京・千葉・静岡	11校	東京・千葉	11校
東京・千葉・長野	10校	東京・千葉・神奈川・山梨	2校	東京・神奈川	1校	東京・神奈川・千葉・静岡	1校
東京・神奈川・千葉・長野	1校	千葉・長野・山梨	1校	東京・山梨	1校	東京・長野	1校
千葉・長野	1校	大阪・兵庫	3校	大阪・滋賀	2校	大阪・兵庫・京都・滋賀	1校
福井・大阪・兵庫	1校	和歌山・大阪・滋賀	1校				

特別支援学校 (4校)

小・中学部	静岡・愛知	1校	三重	1校	静岡	1校	福井	2校
高等部 (普通科)	大阪	3校	東京・千葉	1校				
高等部 (産業科)	広島・岡山	1校						

高等学校 (14校21行程実施)

大阪・兵庫	1校	静岡・山梨	1校	広島	3校	広島・岡山	2校
広島・岡山・兵庫	1校	福岡・長崎・大阪	1校	福岡・長崎・佐賀	1校	広島・大阪・京都	1校
奈良	1校	広島・岡山・兵庫・大阪	1校	兵庫・大阪・京都	1校	長野	1校

沖縄	2校	韓国	1校	台湾	1校	ロサンゼルス	1校
マレーシア・シンガポール			1校				

イ 実施時期

小 学 校 5月8校、6月40校、7月1校、9月53校、10月118校、11月37校、12月3校

中 学 校 5月19校、6月87校、7月4校

高等学校 5月1行程、6月1行程、10月12行程、11月3行程、1月4行程

特別支援学校 小・中学部 10月3校、11月1校

 高等部（普通科）10月1校、11月3校、（産業科）1月1校

20 開かれた学校づくり

（1）学校開放週間

1週間程度、保護者や地域の人々の参加・協力を得て学習や行事に取り組むことにより、年間を通じて開かれた学校づくりを進めているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部の学校で中止となった。

（2）学校評議員制

家庭や地域との連携を深め教育活動の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを推進するために、学校運営のあり方について幅広く意見を聞いている。

令和6年度は、小学校260校、中学校110校、特別支援学校5校、高等学校14校、幼稚園20園の全409校（園）で実施した。

（3）ホームページの開設

学校から家庭・地域への情報発信のひとつとして学校ホームページの利用を行っている。

21 S D G s 達成の担い手づくり推進事業

S D G s（持続可能な開発目標）と様々な社会の課題のつながりを知り、自らは目標達成にどのように貢献できるかを考えることができる幼児児童生徒の育成をはかる取り組みを、幼稚園1園、小学校4校、高等学校1校において実施した。

22 海外演奏家等による音楽鑑賞の推進

世界のトップクラスの演奏家が学校を訪れて演奏することにより、音楽を身近な芸術文化として児童生徒に実感させ、豊かな感性を育むために、ウィーン・フーゴ・ヴォルフ三重奏団による演奏会を開催した。

23 いじめ対策

いじめの未然防止については、児童生徒がいじめをしない、させない、許さない学校づくりに参画する「夢と命の絆づくり推進事業」や「なごやI N Gキャンペーン」を実施するとともに

に、人権教育を基盤にした「I N Gハンドブック」の活用促進を図った。いじめの早期発見については、スクールカウンセラーの配置、インターネット上のいじめ対策の充実、小学校4～6年生及び中学校1～3年生を対象にウェブ版学校生活アンケートの実施を行った。いじめに対する措置・対応については、いじめの認知件数や態様等の報告を各学校から定期的に受けて対応の支援を図ったり、愛知県警察本部と締結した協定に基づいて連携を図ったりした。

24 スクリーニングの実施

子どもの置かれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐためのスクリーニングを実施するとともに、学校福祉専門員を配置することにより、スクリーニング会議等の運営、支援検討の際の助言等を行った。

25 夜間中学

市立夜間中学の令和7年4月の設置に向けて、校舎の改修工事を行い、入学説明会等を開催した。

第2章 教科用図書採択

1 教科用図書の採択

教科用図書は、学習指導上重要なものであるから、その採択は慎重かつ公正に行わなければならない。教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、厳正かつ民主的に、本市児童生徒に最も適した教科用図書を採択する方針を定めた。小学校用教科用図書は、令和6年度と同一のものを採択する。中学校用教科用図書は、種目ごとに1種のものを採択する。

2 教科用図書の展示会

教科書センターを、鶴舞中央図書館、西・中川・港・南・天白図書館及び教育センターに設置した。展示会は、令和6年6月4日から6月28日まで開催した。

3 令和7年度使用教科用図書

(1) 小学校用（教科—出版社名）

国語・生活—光村図書、書写・音楽—教育出版、社会・保健・英語—東京書籍、地図—帝国書院、算数—啓林館、理科—大日本図書、図画工作—日本文教出版、家庭—開隆堂、
道徳—光村図書

(2) 中学校用（教科—出版社名）

国語・書写—光村図書、社会（地理）・社会（公民）・技術家庭・英語—東京書籍、・社会（歴史）・道徳—教育出版、地図—帝国書院、数学・理科—啓林館、音楽（一般）・音楽（器楽合奏）—教育芸術社、美術—日本文教出版、保健体育—大修館書店

第3章 高等学校入学者選抜

1 概要

令和7年度名古屋市立高等学校入学者選抜は、「令和7年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき実施した。

全日制課程の入学者選抜は、中学校長より登録される推薦情報と調査書情報及び面接等による「推薦選抜」と志願者本人登録の志望理由と中学校長より登録される調査書情報及び面接等による「特色選抜」、調査書情報及び学力検査（国語、数学、社会、理科、英語）と面接等による「一般選抜」により実施した。なお、名東高校国際英語科では「海外帰国生徒にかかる入学者選抜」を行った。

定時制課程においては、中学校長より登録される調査書情報及び作文、面接、基礎学力検査等により実施した。

2 令和7年度募集人数と志願者数等

(1) 全日制課程

日程 一般選抜 2月26日（学力検査）

Aグループ：2月27日（面接）、Bグループ：2月28日（面接）

推薦選抜 2月6日（面接）

特色選抜 2月6日（面接等）

海外帰国生徒にかかる入学者選抜 2月26日（学力検査）、2月27日（面接）

学科	募集人数	志願者 総数	内 推薦選抜等 志願者数	一般選抜 合格者数	推薦選抜等 合格者数	倍率
普通科	人 2,440	人 5,611	人 680	人 2,088	人 352	2.30
音楽科	40	42	19	14	18	1.05
国際科学科	40	94	35	28	12	2.35
国際英語科	40	79(2)	22	20(1)	20	1.98
商業科	440	708	280	175	265	1.61
工業科	520	984	356	268	252	1.89
家庭科 (ファッション文化)	40	69	28	20	20	1.73
総合学科	240	534	231	114	126	2.23
計	3,800	8,121(2)	1,651	2,727(1)	1,065	2.14

(注) () 内は、海外帰国生徒にかかる入学者選抜の再掲。

(2) 定時制課程

日程 2月13日

第2次選抜 3月17日

学科	総募集人員	志願者総数	内
			第2次選抜 志願者数
	人	人	人
普通科（昼間）	160	165	7
普通科（夜間）	80	48	
商業科（夜間）	40	14	1
工業科（夜間）	40	28	1
計	320	255	9

第4章 教職員研修と教育研究

1 名古屋市教育センター

(1) 教育センターの概要

教育センターは、研修・研究調査部門、障害児教育部門、講堂・展示ホールを包括する総合教育センターとして、昭和56年7月16日開所。

教育センターでは、名古屋市立学校教職員の資質向上を図るため、初任者研修など各種の研修を実施するほか、平成8年10月1日に開設した子ども教育相談ハートフレンドなごや(教育相談の総合相談窓口)を通して、幼児から高校生年齢までの子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について相談に応じるとともに、教職員相談を実施している。

区分	設立年月日	構造	建物延面積	所在地
教育センター	昭和56年 7月16日	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上7階 塔屋2階	m ² 10,870.04	熱田区神宮三丁目 6番14号
分館 (教育館)	昭和37年 9月1日 (令和元年 7月29日 移転改築)	鉄骨造 地上8階	6,019.47	東区泉一丁目1番4号

(2) 令和6年度利用状況

区分		延件数		延利用人数	
		件	件	人	人
教育センター	主 催 事 業	526	1,304	14,401	63,477
	一 般 利 用	778		49,076	
分館	主 催 事 業	444	3,686	5,921	62,423
	一 般 利 用	3,242		56,502	
計	主 催 事 業	970	4,990	20,322	125,900
	一 般 利 用	4,020		105,578	

2 教職員研修の実施

(1) 基本研修

(令和6年度)

研修会名	内容	対象	講座数
初任者研修会	教員としての使命感や基本的な知識・技能	小・中・特新規採用教諭のうち対象者	1

研修会名	内容	対象	講座数
高等学校初任者研修会	教員としての使命感や基本的な知識・技能	高新規採用教諭のうち対象者	1
新規採用養護教員研修会	養護教員としての心構えや基本的な知識・技能	小・中・特新規採用養護教諭のうち対象者	1
高等学校採用養護教員研修会	養護教員としての心構えや基本的な知識・技能	高新規採用養護教諭のうち対象者	1
新規採用栄養教員研修会	栄養教員としての心構えや基本的な知識・技能	小・中・特新規採用栄養教諭のうち対象者	1
新規採用学校事務職員研修会	学校事務職員としての心構えや基本的な職務内容	小・中・特新規採用学校事務職員全員	1
教職経験者研修会	学習指導・生徒指導の在り方の追究	小・中・特経験5年目教諭全員	1
高等学校教職経験者研修会	教科指導・生徒指導の在り方の追究	高経験5年目教諭全員	1
養護教員経験者研修会（Ⅰ）	学校保健に関する専門的な知識・技能	小・中・特経験5年目養護教諭全員	1
高等学校養護教員経験者研修会（Ⅰ）	保健指導・生徒指導についての知識や考え方	高経験5年目養護教諭全員	1
栄養教員経験者研修会（Ⅰ）	食に関する指導と学校給食の管理に必要な理論と実務	小・中・特経験5～6年目栄養教諭全員	1
学校事務職員経験者研修会	学校事務職員としての幅広い見識・資質の向上	小・中・特の経験8年目学校事務職員全員	1
中堅教諭等資質向上研修	教員としての幅広い見識・資質の向上	小・中・特経験10年目教諭全員	1
高等学校中堅教諭等資質向上研修	教員としての幅広い見識・資質の向上	高経験10年目教諭全員	1
養護教員経験者研修会（Ⅱ）	養護教員としての幅広い見識・資質の向上	小・中・特経験10年目養護教諭全員	1
高等学校養護教員経験者研修会（Ⅱ）	学校保健を推進するための専門的な知識・技能	高経験10年目養護教諭全員	1
学校運営研修会（Ⅰ）	教務主任の役割と学校運営	新任幼稚園主任・教務主任 経験2年目教務主任 教務主任全員	1 1 1
学校運営研修会（Ⅱ）	校務主任の役割と学校運営	新任校務主任 校務主任全員	1 1
生徒指導研修会	生徒指導に関する今日的な	小・中・特・高の生徒指導主	1

研修会名	内容	対象	講座数
	課題とその対応	任、生徒指導主事及び生活指導関係教員1人以上	
情報教育担当者研修会	これからの情報教育のあり方についての理解	小・中・特・高の教務主任（高等学校については教務主任等）、情報教育担当者等、情報教育を推進する教員各校2人	1
教育相談研修会	教育相談に関する今日的な課題とその対応	小・中・特・高の教育相談担当者等、教育相談を推進する教員各校1人以上（幼は希望者）	1
特別支援教育コーディネーター研修会	特別支援教育コーディネーターの役割及び特別支援教育に関わる今日的課題	特別支援教育コーディネーター各校（園）1人以上	1
栄養教員・学校栄養職員研修会	食に関する指導と学校給食管理の在り方	小・中・特の栄養教諭・学校栄養職員全員	1
学校事務職員研修会	学校事務職員に関わる今日的課題	小・中・特の学校事務職員全員	1
講師研修会	教員としての心構え、基本的な指導方法、児童生徒理解	任用1年目の常勤講師・非常勤講師全員と経験1年目未満で本研修未受講の希望者	1
新規 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室教員研修会	特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室担当として必要となる学級・教室経営や指導・支援	特別支援学校担任・特別支援学級担任・通級指導教室担当のいずれも経験がなく、初めて担任・担当となった教諭・常勤講師全員（初任者研修受講者は除く）	1
特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室教員研修会	障害のある子どもの指導・支援に係る基本的な内容や今日的課題とその対応	採用・異動により新しい学校に着任した現任校1年目の特別支援学校・特別支援学級担任、通級指導教室担当の教諭・常勤講師全員	1
指導改善特別研修	学習指導、児童生徒理解、学級経営・生徒指導、意欲・使命感、今日的教育課題	該当教員	1
小学校教育課程研修会	小学校教育課程の講習	小学校全教員	1
中学校教育課程研修会	中学校教育課程の講習	中学校全教員	1
特別支援教育 教育課程	特別支援教育 教育課程の	小・中・特全教員	1

研修会名	内容	対象	講座数
研修会	講習		
高等学校教育課程研究集会	高等学校教育課程の講習	高等学校各校、各教科等教諭 1人以上	1
人権教育担当教員研修会	人権教育についての理解	人権教育担当教諭 各校 (園) 1人	1

(2) 経営研修

(令和6年度)

研修会名	内容	対象	講座数
校(園)長研修会	学校経営と校(園)長の職務	新任校(園)長 経験2年目校(園)長 校(園)長全員	1 1 1
教頭研修会	学校経営と教頭の職務	新任教頭 経験2年目教頭 教頭全員 高等学校の教頭全員	1 1 1 1

(3) 専門研修

(令和6年度)

研修会名	内容	対象	講座数
アイデアいっぱい！楽しい授業づくり講座	各教科等の基礎的な指導法 及び意欲を高める教材、学習方法	小・中・特の教員の希望者	小16 中7
教育研究基礎講座	教科等の研究の進め方	5年研受講修了の教諭・養護 教諭・栄養教諭の希望者	1
高等学校各科研修講座	教科等の専門的な知識・技能を高める	高各科担当教員	21
高等学校探究セミナー	今日的な教育課題の探究	高の教員1人以上	2
高等学校学びの変革研修	学習指導要領の趣旨に沿った授業の在り方を研究し、 教員の資質・能力の向上を図る	高の経験6年目以上の教諭の 希望者	2
情報機器等の運営・管理講	教育情報システムの運営・	幼・小・中・特・高の管理職	1

座	管理等	及び学校事務職員の希望者	
学校情報化推進リーダー養成講座	本市の情報教育ネットワークやＩＣＴ環境とその活用	小・中・特11年目以上の教諭の希望者	1
コンピュータ講座	学校におけるコンピュータ活用	小・中・特・高の希望者	8
高等学校ＩＣＴ・ネットワーク研修講座	成長段階及び各校の教育活動に適応したＩＣＴの在り方	高の希望者	1
ミドルリーダー研修	学校運営の中核を担う教員の資質向上及び意識改革	幼・小・中・特の10年研を修了した教諭・養護教諭・栄養教諭の希望者	1
事例検討の進め方講座	スクールカウンセラーを活用した事例検討会の進め方と、具体的事例に基づいた指導・支援の在り方	幼・小・中・特・高の経験11年目以上の教諭・養護教諭・実習教師の希望者	1
若手教員のための学級集団づくり講座	WEBQUの結果に表れる学級集団の傾向にふさわしいグループアプローチ	小・中の経験2～4年目の通常の学級を担当している教諭の希望者	1
教育相談基礎講座	教育相談に関する基礎的な知識・技能の習得	幼・小・中・特・高の経験6年目以上の教諭・養護教諭・栄養教諭・実習教師・常勤講師の希望者	1
教育相談発展講座	教育相談を校内の中心となって推進するための専門的な知識・技能の習得	教育相談基礎講座を修了した教諭・養護教諭・栄養教諭・実習教師の希望者	1
発達障害のある子どもの理解と支援講座	発達障害のある子どもの特性の理解と障害特性に応じた適切な支援方法	幼・小・中・特・高の校（園）長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員・実習教師・学校事務職員・常勤講師・非常勤講師の希望者	1
明日から使える！ 特別支援教育指導法講座	特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室に在籍する各教科や自立活動の指導法	小・中・特の教諭・常勤講師・非常勤講師の希望者	1
個別の指導・支援推進講座	個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した障害のある子どもの理解と支援の在り方	幼・小・中・特・高の障害のある子どもの指導を担当している教諭・常勤講師の希望者	1
特別支援教育推進講座	学校（園）において、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進する上で必要な専門的知	幼・小・中・特・高の経験年数8年目以上の教諭・養護教諭の希望者	1

	識・技能や特別支援教育コーディネーターの役割		
特別支援学校授業づくり講座	特別支援学校（知的障害）における教科の指導の基本と授業づくり	経験年数2～4年目の特別支援学校教諭の希望者	1
特別支援教育教室参観講座	教育的ニーズのある児童生徒の担任・担当として、必要となる指導・支援や学級・教室経営	本講座で設定した校種・障害種に関わる困難がある児童生徒（通常の学級に在籍している児童生徒も含む）を担当・担当している教諭・常勤講師の希望者（初任者研修受講者は除く）	1
日本語指導を必要とする児童生徒指導法講座	日本語指導を必要とする児童生徒教育に必要な知識・技能	「日本語教育適応学級担当教員」配置校の教諭・実習助手・常勤講師1人、日本語指導講師全員、上記以外の教諭・常勤講師・管理職の希望者	1
学校保健研修講座	児童生徒の心身の健康問題に対応していくために必要な知識・技能	小・中・特・高の養護教諭・保健主事・常勤講師の養護教諭の希望者	2
管理監督者のためのメンタルヘルス研修	管理職としての職場のメンタルヘルス	校（園）長の希望者 教頭の希望者	1 1
教師力フォローアップ	学校を訪問し、「児童生徒理解」「学習指導」等の課題の解決を支援	小・中の経験2～3年目の教諭の希望者	1
教師力パワーアップ	学習指導等の実践的指導力の向上	小・中・特の経験4～5年目の教諭・養護教諭・栄養教諭の希望者	1
幼保小接続研修会	幼児教育と小学校教育の円滑な接続	幼・小・特の教諭・常勤講師・非常勤講師の希望者	1
企業との連携講座	課題解決能力や連携協働能力のフレームワークについての理解と実践	幼・小・中・特・高の管理職と努力点推進を担う教職員が各校1人以上でチームを作り参加を申し込む	1

(4) 長期研修

(令和6年度)

研修会名	内容	対象	講座数
特別支援教育専門研修	インクルーシブ教育システムの構築を追究し、本市の特別支援教育を推進するために必要な専門性の向上	小・中・特の経験年数6年目以上で45歳以下の教諭の希望者	1
教育研究員	教育実践における具体的な問題の究明と教員の資質向上	幼・小・中・特・高の経験年数8年目以上の教諭・養護教諭・栄養教諭の希望者	1
生涯学習研修	生涯学習についての研究	幼・小・中・特・高の経験年数11年目以上の教諭の希望者	1
教職大学院派遣研修	指導的な役割を果たすことができる指導理論、実践力・応用力の向上	小・中・特の経験年数5年目以上の教諭・養護教諭	1

3 なごや教職インターンシップ

名古屋市公立学校教員志望の大学生・短期大学生・大学院生を対象に、市内幼稚園及び小・中・特別支援学校において教員の仕事を幅広く体験する場を提供している。

4 研究調査等

(1) 研究調査

「センター研究」

今日的な教育課題について、実態を把握し、効果的な指導・対応の在り方などを追究し、名古屋市の学校（園）教育の発展に資する研究・調査を行う。

(2) 指導員学校訪問

教職員の資質・能力の向上を図るため授業参観、現職教育や研修会に指導員を派遣している。

(3) 主な刊行物

ア 「教育センターNAGOYA」

教育センターの研修・事業の紹介・報告、及び最新の教育動向などの紹介を行うために、学校（園）向けに電子配信した（年間40回）。

イ 「教師となって」

新任教師として必要な専門職としての教師の資質や実践的指導について編集し、初任者研修会資料として刊行した。

5 教育研究資料の利用

(1) 教育センター図書室

昭和22年に「教育課程文庫」として開設されて以来、毎年内外の教育図書の収集整理を行い、その拡充を図っている。研究や研修のための貸出し、調査・相談サービスをする。

区分	図書	研究資料	教科書	計
6年度増減数	冊 97	冊 71	冊 229	冊 397
7.3.31現在	28,437	27,253	15,140	70,830

上記の表の区分以外の資料

- ア 雑誌 初等教育資料始め47種
イ 新聞 日本教育新聞始め6種

上記の表の資料の利用実績

- ア 6年度貸出総数 225冊
イ 6年度調査・相談サービス 17件

(2) 教育研究資料の活用

図書資料を始め、各学校や教育研究所などで研究された教育資料を収集・整理している。教育情報検索システムや教育関係文献目録で、閲覧、貸出しの便宜を図っている。

調査普及教科書資料室には、小・中学校の教科書を整備して研究できるようにしている。

6 教育相談

(1) 教育相談 子ども教育相談ハートフレンドなごや

幼児から高校生年齢までの子ども本人、その保護者、学校関係者等から、子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について相談に応じている。

ア 電話相談・来所相談・メール相談

- ・ いじめ・不登校など学校生活に関わること
- ・ 発達の様子に関わること
- ・ 就学や進路について気掛かりなこと
- ・ 出国・帰国に際しての学校教育のこと 等

イ 訪問相談

- ・ 引きこもり傾向にある不登校の小中学生を対象に、家庭訪問を基本にして、相談に応じている。

(2) 教職員相談

ア 一般相談

- ・ 子どもの指導や保護者との関わり方、教職員間の悩みなど（指導主事・臨床心理士）

イ 専門相談

- ・ 心の健康問題（精神科医）
- ・ 法律問題（弁護士）

7 指導体験記録の募集

「ナゴヤ学びのコンパス（学びの方針）」を踏まえ、「自分のペースや方法で学ぶ・多様な人と学び合う・夢中で探究する」姿の具現化や、子どもたちの資質・能力の育成に向け、幼稚園・小・中・高・特別支援学校教職員が、創意工夫して取り組んだ日常的な指導体験の記録を募集した。令和6年度（第72回）は、296編の応募があった。そのうち特選3編、入選35編、佳作63編を表彰した。

第5章 学校教育の情報化

1 概要

令和元年6月、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的とした「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）」が公布・施行された。

また、同年の12月に、児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的整備により、「多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」ことを目的とした「GIGAスクール構想」が打ち出され、本市においても同構想に基づき児童生徒1人1台端末を整備するなどさまざまなICT環境整備を行ってきた結果、ICTを活用した多様な教育が可能となっている。

2 教育情報システム

(1) 概要

文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に則り、名古屋市立の全幼稚園、小、中、特別支援、高等学校を一つに結ぶネットワークの整備と更新を行っているほか、校務支援システムをはじめとした業務システムについても整備と更新を行っている。これらのネットワークやシステム全体を「教育情報システム」と呼び、教育委員会において運用と管理をしている。

近年では、令和2年度に、国の「GIGAスクール構想」の実現に向け、学習者用タブレット端末及び指導者用タブレット端末の円滑かつ安全なインターネット接続等のため必要となる学習系システムを購入したほか、令和3年度には、学習系ネットワークにおける通信回線を増強し、令和6年度には教員の利用する校務系ネットワークと学習系ネットワークの統合とこれまで教員が利用していた校務用端末と指導者用タブレットの一台化に向けて更新に取り組んでいる。

(2) ホームページの整備

市民向け、児童生徒向け、教員向けの情報発信のため、教育委員会において独自にホームページを整備している。

情報発信の一例として、主に次のようなコンテンツを掲載している。

- ・ 市民向け……………学校園のホームページ、本市の教育施策に関する情報
- ・ 児童生徒向け…各教科や総合的な学習の時間での調べ学習、情報モラル教育等に関する情報
- ・ 教員向け……………教材研究や授業支援など、指導や研修に活用可能な情報

（教員向けのページは本市教員のみ閲覧可能）

(3) 校内LAN環境の整備

学校内のネットワークの高速大容量化及び無線化を図るために、普通教室や特別教室等にLANケーブルや無線LANアクセスポイントを整備している。

3 ICT機器等の整備

(1) 学習者用端末等の整備

児童生徒1人1台の学習者用タブレット端末を、小・中・特別支援学校及び高等学校に整備している。

また、各校種の入学から卒業までの1人1アカウントを児童生徒に割り当て、学習に必要な探究学習・協働学習支援ツール、クリエイティブツールや、デジタルドリルなどといったサービスを整備している。

(2) 教員用の端末整備

全学校（園）において、教職員が成績処理等の校務に活用することや、学習指導に活用するために、教員用の端末を整備している。

(3) 大型提示装置の配備

児童生徒1人1台端末とともに活用することにより、児童生徒同士の意見交換、発表などの互いを高め合う学びに効果を発揮する機器として、小・中学校及び高等学校の全ての普通教室に、プロジェクタ及び投影用スクリーンを配備している。

4 ICT活用支援

(1) ヘルプデスク

教職員からの機器・ネットワーク・ソフトウェア等に関する問合せに対し、専門的知識を有する技術者により、電話及び電子メールによるサポートを行っている。

(2) 情報通信技術支援員（ICT支援員）

小・中・高等学校及び特別支援学校全校に対し、学校におけるICT活用のための支援を行うICT支援員の派遣を行っている。

また、派遣先の学校においては、主に次のような支援を行っている。

- ・ 授業支援…機材等準備、授業中の操作支援、授業後のデータ整理・片付け、
校内研修会の実施、教材データの提供・カスタマイズ
- ・ 環境整備…機器等トラブルの一次対応、ソフトウェアの更新作業

第6章 就学

1 就学援助

(1) 概要

就学援助は、経済的理由のため就学困難な児童生徒の保護者に対して、市が学用品費、給食費等の援助をすることにより、児童生徒が小・中学校における義務教育を円滑に受けられるようにする制度である。

就学援助の対象となる者は、次に掲げる児童生徒の保護者である。

ア 要保護児童生徒

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者のうち、教育扶助を受けている家庭の児童生徒。

イ 準要保護児童生徒

教育委員会が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した児童生徒。

ウ 特別支援教育就学奨励費受給児童生徒

特別支援学級等に就学している児童生徒の保護者のうち、その世帯の収入額が需要額の2.5倍未満の者（一部の支給費目を除く）。ただし、上記ア及びイを除く。

(2) 令和6年度事業実績

費目	支給人数	支給単位	支給金額	
			小学校	計
			中学校	
入学準備金 (準)	人	円	円	円
	入学前 2,440	57,060	339,549,860	351,018,860
	小1年 359	57,060		
	小1年(差額) 1,859	3,000		
	小6年 2,778	63,000		
	中1年 183	63,000	11,469,000	
学用品費・通学用品費 校外活動費 (準)	小1年 2,770	13,230	222,889,730	421,235,490
	その他 13,879	15,500		
	中1年 2,750	25,040	198,345,760	
	その他 5,417	27,310		
修学旅行費 (要・準)	小 2,803	(所要額全額)	78,980,430	217,144,633
	中 2,397		138,164,203	
通学交通費 (準)	小 0	(所要額全額)	0	0
	中 0		0	
卒業アルバム代等 (準)	小 2,754	(所要額全額)	24,246,391	43,595,518
	中 2,395		19,349,127	

費目	支給人数	支給単位	支給金額	
			小学校	計
			中学校	
オンライン学習通信費 (準)	小 16,492	円 14,000	円 193,897,020	円 296,611,260
	中 8,045		102,714,240	
学校給食費 (準)	小(完全) 16,651	46,500	696,662,476	943,666,945
	中(完全) 62	47,300	2,819,830	
	中 スクールランチ 7,135	1食320+ミルク代	244,184,639	
学校病医療費 (要・準)	小 4	(所要額全額)	37,290	37,290
	中 0		0	
野外活動費 (準)	小 2,317	(所要額全額)	20,569,740	42,724,813
	中 2,229		22,155,073	
学校生活管理指導表文 書費 (準)	小 69	(所要額全額)	165,900	262,550
	中 45		96,650	
特別支援教育 就学奨励費	小 1,211	〔通学交通費 全額〕 〔その他 限度額〕	43,807,700	66,540,983
	中 414		22,733,283	
計		小学校	1,620,806,537	2,382,838,342
		中学校	762,031,805	

(注) 物価高騰等の影響を鑑み、所得基準額の引き上げを行った分を含む。

2 就学奨励

(1) 高等学校(入学準備金)

ア 概要

勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し、名古屋市入学準備金条例(平成16年名古屋市条例第11号)に基づいて、高等学校等に入学するために必要な学資を貸与した(平成16年度から実施)。

イ 令和6年度事業実績

貸与額	貸与人員	貸与金額
300,000円	197人	59,100,000円

(2) 高等学校(給付型奨学金)

ア 概要

経済的理由によって修学が困難な者に対し、高等学校等において修学するために必要な学資を支給した(平成29年度から実施)。

イ 令和6年度事業実績

区分	支給人数	支給金額
国公立 60,000円	1,239人	74,340,000円
私立 72,000円	1,793人	129,096,000円
計	3,032人	203,436,000円

(3) 高等学校（市立高等学校入学科免除）

ア 概要

高等学校教育の振興に資するため、名古屋市立高等学校授業料等減免規則（平成14年教育委員会規則第6号）に基づいて、入学科を免除した。

イ 令和6年度事業実績

区分	人員	金額
入学科	206人	1,004,150円

3 私学助成

(1) 概要

私立学校における保護者負担を軽減し、私立学校教育の振興に寄与するため、私立高等学校に在籍している方を対象に、名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例（昭和48年名古屋市条例第27号）等に基づいて、授業料等の補助を行った（平成12年4月に総務局から事務移管された）。

(2) 私立高等学校授業料補助 令和6年度事業実績

区分	補助額 (年額)	人員	金額
愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象範囲外で、令和6年度算定基準額（課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4）が325,500円未満の世帯	円 1・2年生 48,000 3年生 46,200	人 1,651	円 78,304,800
令和6年度算定基準額（課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4）が415,500円未満の世帯	円 1・2年生 28,800 3年生 27,800	人 1,355	円 38,602,000

区分	補助額 (年額)	人員	金額
	円	人	円
令和6年度算定基準額（課税標準額×6%－ 市民税の調整控除額×3/4）が415,500円以上 かつ、扶養する23歳未満の子で数えて生徒本 人が第3子以降の子である場合	1・2年生 28,800 3年生 27,800	97	2,786,600
計		3,103	119,693,400

4 越境通学防止

(1) 概要

市立小・中学校への通学は、特別な事情がある場合を除いて住所地の学区の学校へ通学するようになっている。越境通学とは、不正な住民登録を行うなど不当な手続きによって住所を偽り、通学区の学校に就学せず他学区の学校へ通学することをいう。

こうした越境通学は、行政的には違法な行為であり、人間尊重という教育本来の目的をゆがめ、教育の機会均等をそこなうものである。また、児童生徒の人間形成を進めるうえからも大きなへい害となり、さらに、義務教育に関する施策に支障を及ぼすことになる。

このような越境通学の防止については、これまで関係者の協力を得て努力してきたが、依然として解消していない。

そのため、防止対策をさらに推進するために、教育委員会・校長会・区長代表・関係局長などで構成する「名古屋市学区外通学防止対策連絡会議」を設置し（昭和53年2月）、「越境入学防止対策基本方針」を決定して、種々対策を講じその解消に一層の努力をしてきた。

(2) 越境入学防止対策基本方針

越境入学は、法令に反する行為であるばかりか、児童生徒の人間形成を進めるうえで教育本来の目的をゆがめるものである。なかでも旧「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する対象地域を学区域に有する学校（以下「関係校」という）から他校への越境入学は、教育の機会均等・人間尊重のうえから重大な問題を生ずるものである。そのため連絡会議は、越境入学防止について、次の基本方針を決定するものとする。

ア 越境入学は、発生を防ぐことが重要であり、教育委員会及び各小学校は、小・中学校への入学予定者の保護者に対して適正学区の学校へ入学するよう指導する。また、一般市民に対しても理解を求める。

イ 教育委員会及び各小・中学校は、実態調査に基づき、現に越境通学していると認められる児童生徒の保護者に適正学区へ復帰するよう勧告するとともに、あわせて、今後の防止対策の参考資料とするため、各種調査を行う。

- ウ 各小・中学校において、小・中学校1年生及び各学年転入学者のうち、入学後に越境通学者と認められたものについては、保護者に対して居住地の学校へ通学するよう説得に努める。
- エ 各区役所窓口においては、学齢児童生徒を含む世帯分離について慎重に取り扱い、特に関係校を含む学区からの転出については、十分な確認を行うなど、適切な措置をとるものとする。
- オ 越境入学の多い小・中学校及び区は、緊密な連携をはかり、越境入学防止の徹底をはかる。
- カ 市外からの越境入学を防止するため、教育委員会は、近隣市町村及びその教育委員会と緊密な連絡をとり、協力を依頼する。

(3) 令和6年度における主な対策

- ア 越境通学者の保護者に対して、適正学区の学校に復帰するよう文書で勧告した。
(令和6年7月・12月、令和7年3月)
- イ 区役所における指導
区役所の窓口において、越境通学のためと思われる住民登録の届出について、注意喚起文書を手渡すとともに誓約書や家主の証明書をとるなど指導をした。
越境通学者の保護者に対して、区役所から住所の確認の文書を出し、指導をした。
- ウ 教職員への趣旨の徹底
小・中学校の職員室等に啓発ポスターを掲示するとともに、教職員全員にパンフレット(「越境入学を防止するために」)を配布して趣旨の徹底を図った。
- エ 隣接市町村教育委員会との連携
名古屋市外からの越境入学を防止するため隣接市町村教育委員会と協議し情報共有を図るとともに具体的な対策を推進した。
- オ 各PTAへの協力依頼
名古屋市立小中学校の各PTA会長あてに越境入学防止に関するチラシを配布し、協力を依頼した。
市PTA会報紙上に、越境入学防止の啓発文を掲載し、協力を依頼した。
- カ 市民・保護者へのPR
市民・保護者へは、「広報なごや」等で啓発に努めた。
令和7年度小学校1年生と令和6年度小学校6年生の保護者全員に対し、越境入学防止に関するチラシを配布し、啓発に努めた。
各区役所・支所に越境入学防止についての立看板・ポスターを掲示し、リーフレット等を配布するなどして来庁する市民の啓発に努めた。
- キ 幼児教育機関への協力依頼
幼稚園・保育所で越境入学防止に関するポスターを掲示した。
- ク 区役所職員への趣旨の徹底
市民課長会議において、越境通学防止対策について説明したほか、職員研修の場におい

て、越境通学が及ぼすへい害を説明し、防止をするよう指導した。